

秋の火災予防運動 11月9日(119番の日)～15日



平成29年度全国統一防火標語

『火の用心ことばを形に習慣に』

御坊市消防本部(署)発足60周年記念標語

『火と人が理解し合えば火災ゼロ』



秋の火災予防運動とは

11月9日(木)から11月15日(水)までの7日間、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

この運動は、火災予防思想の一層の普及を図ることにより、火災の発生を防止し、死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として行われるものです。

これから気温が低く、空気が乾燥する時期を迎えるため、暖房器具の使用など火災要因は少なくありません。火気を使用する場合は、完全に火が消えるまで目を離さないなど十分注意し、高齢者や幼児の生活する部屋は一階の避難しやすい場所にしましょう。

この運動を契機に各家庭各職場の火を使用する設備(プロパンガス、石油ストーブ等)や電気器具等の点検整備を実施してください。また家の周囲にゴミや古新聞など燃えやすい物を放置したままにしているか確認してください。この運動期間中、火災予防について皆さん一人ひとりの一層のご注意ご協力をお願い致します。

住宅防火いのちを守る

7つのポイント

- ◇寝たばこは、絶対やめる。
- ◇ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ◇ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。
- ◇逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ◇寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ◇火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器等を設置する。
- ◇お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

放火火災に注意しましょう

- 放火火災を未然に防止するには、次のような環境づくりをしましょう。
- ◇屋外にダンボール、古材など燃えやすい物を置いたままにしない。
- ◇家の周りは外灯などで出来るだけ明るくしておく。

- ◇隣近所に一声かけて火災予防の協力を求める。

空家の管理について

空家の周囲は整理整頓を行い、家は常に鍵をかけ、容易に人が出入り出来ないようにし、ガス及び電気を確実に遮断しましょう。

住宅用火災警報器を

設置されていますか？

点検はされていますか？

消防法・御坊市火災予防条例の一部改正に伴い、一般住宅などに住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

詳しくは、住宅用火災警報器相談室(☎0120・565・911)または市消防本部までお問い合わせください。

◆119番通報のポイント

- ・安全な場所から落ち着いて通報をしましょう。
- ・「火災」か「救急」か「それ以外の災害」かははっきりと伝えてください。
- ・災害の発生場所を詳しく伝えてください。わからない場合は、目印になる建物や交差点などを伝えてください。
- ・何が、誰がどうしたのか、災害

状況を詳しく伝えてください。
火災…何が燃えているのか、逃げ遅れやケガ人がいるのか。
救急…病人やケガ人の数、状態、なぜそうなったのか。

◆119番の適正利用を

- ・いたずら電話などは、絶対にしないでください。
- ・間違えた場合は、すぐに電話を切らずに、「間違いです」と伝えてください。
- ・お問い合わせでの利用は、ご遠慮ください。

火災や救急などの通報以外で119番を利用すると、消防車や救急車を必要とする方からの通報受信が遅れてしまう場合があります！



問い合わせ

市消防本部

☎0738・22・0800

災害情報ダイヤル(音声情報)

☎0738・22・0119

火災・救急・救助は119番